

輸入食品に対する検査命令の実施について  
(中国産スッポン、トルコ産乾燥いちじく、韓国産カキチシャ)

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

| 対象食品等                          | 検査の項目  | 経緯   |
|--------------------------------|--|--|
| 中国産スッポン及びその加工品                 | エンロフロキサシン <sup>*1</sup><br>シプロフロキサシン <sup>*1</sup> | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産活スッポンからエンロフロキサシン及びシプロフロキサシンを検出したため、検査命令を実施するものである。 |
| トルコ産乾燥いちじく                     | アフラトキシン <sup>*2</sup>                              | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、トルコ産乾燥いちじくからアフラトキシンを検出したため、検査命令を実施するものである。            |
| 韓国産カキチシャ <sup>*3</sup> 及びその加工品 | プロシミドン <sup>*4</sup>                               | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産生鮮カキチシャから基準値を超えるプロシミドンを検出したため、検査命令を実施するものである。      |

- \* 1 ニューキノロン系合成抗菌剤
- \* 2 発がん性を有するカビ毒の一種
- \* 3 レタスの一種、サンチュとも呼ばれる
- \* 4 殺菌剤（農薬）

<参考1>

1 中国産スッポンの違反事例

①品名：活スッポン

輸入者：株式会社 盛華貿易

届出数量及び重量：1カートン、30.00 kg

検査結果：シプロフロキサシン 3.34 ppm（基準：含有してはならない。）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年6月28日

措置状況：25 kgは消費済み、5 kgは廃棄済み

②品名：活スッポン

輸入者：株式会社 中栄薬化交易

届出数量及び重量：53カートン、653.00 kg

検査結果：シプロフロキサシン 0.30 ppm（基準：含有してはならない。）

届出先：名古屋検疫所名古屋空港検疫所支所

違反確定日：平成16年7月7日

措置状況：全量廃棄済み

③品名：活スッポン

輸入者：日本開発貿易株式会社

届出数量及び重量：1カートン、6.00 kg

検査結果：エンロフロキサシン 0.13 ppm (基準：含有してはならない。  
シプロフロキサシン 0.06 ppm (基準：含有してはならない。)

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年7月7日

措置状況：全量消費済み

④品名：活スッポン

輸入者：有限会社 東成通商

届出数量及び重量：2カートン、29.00 kg

検査結果：エンロフロキサシン 0.07 ppm (基準：含有してはならない。)

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年7月12日

措置状況：全量消費済み

⑤品名：活スッポン

輸入者：大昌総業株式会社

届出数量及び重量：7カートン、70.00 kg

検査結果：シプロフロキサシン 0.31 ppm (基準：含有してはならない。)

届出先：関西空港検疫所

違反確定日：平成16年7月29日

措置状況：全量廃棄済み

⑥品名：活スッポン

輸入者：大都魚類株式会社

届出数量及び重量：7カートン、102.50 kg

検査結果：エンロフロキサシン 0.43 ppm (基準：含有してはならない。  
シプロフロキサシン 0.06 ppm (基準：含有してはならない。)

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成16年8月20日

措置状況：全量廃棄済み

\* 中国産スッポンについては、本年7月9日から、全輸入届出について自主検査実施中。

2 トルコ産乾燥いちじくの違反事例

品名：乾燥いちじく

輸入者：東亜物産株式会社

製造者：GENC YEMISCILER DIS TICARET TARIM URUNLERI  
SANAYI LIMITED SIRKETI.

届出数量及び重量：1,260カートン、14,400.00 kg

検査結果：アフラトキシン 陽性 (B<sub>1</sub>として21 ppb 検出、  
基準：付着していないこと)

届出先：神戸検疫所

違反確定日：平成16年12月20日

措置状況：1,205カートンは保管中、55カートンは調査中

### 3 韓国産カキチシャの違反事例

①品名：生鮮カキチシャ

輸入者：文 恵淑 (MUN HYE SOOK)

届出数量及び重量：17カートン、62.00 kg

検査結果：プロシミドン 17 ppm (基準値：5ppm)

届出先：関西空港検疫所

違反確定日：平成16年12月22日

措置状況：全量消費済み

②品名：生鮮カキチシャ

輸入者：吳 泳喆 (OH YOUNG CHUL)

届出数量及び重量：28カートン、112.00 kg

検査結果：プロシミドン 7 ppm (基準値：5ppm)

届出先：関西空港検疫所

違反確定日：平成16年12月22日

措置状況：調査中

#### <参考2>

##### 1 中国産スポンの輸入実績等

(平成16年1月1日～12月22日：速報値)

| 届出件数(件) | 届出重量(t) | 違反件数*(件) | 違反重量(kg) |
|---------|---------|----------|----------|
| 468     | 96      | 6        | 890.5    |

\*エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンに係る違反

##### 2 トルコ産乾燥いちじくの輸入実績等

(平成16年1月1日～12月22日：速報値)

| 届出件数(件) | 届出重量(t) | 違反件数*(件) | 違反重量(kg) |
|---------|---------|----------|----------|
| 65      | 462     | 1        | 14,400   |

\*アフラトキシンに係る違反

##### 3 韓国産カキチシャの輸入実績等

(平成16年1月1日～12月22日：速報値)

| 届出件数(件) | 届出重量(t) | 違反件数(件) | 違反重量(kg) |
|---------|---------|---------|----------|
| 1,528   | 81      | 2       | 174      |